

介護保険事業者に係る書類の提出について

○書類については必要な添付書類とともに、期日を確認し、提出してください。

		提出期限
申請・事業内容に関する届出	指定・許可の新規	事業開始の1月前
	指定・許可の更新	指定有効期限日の前日 (3か月前から受付開始、概ね1月前には提出)
	事業内容の変更	変更後10日以内
	休止していた事業の再開	再開後10日以内
	事業の廃止	廃止日の1月前
	事業の指定辞退	辞退日の1月前
	事業の休止	休止日の1月前
介護報酬に関する体制の届出	新しく加算を算定する場合等、算定単位数が増加する場合	算定開始月の前月の15日
	加算等が算定できなくなった場合	事案が発生した日以後直ぐに
	基準違反により減算が適用される場合	